

表 2-1 原材料名の一部まとめ書きの表示例

○原材料名の一部まとめ書き(現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で複数品目で規定されているもの)

(a) 同種の原材料(野菜、魚介類、糖類等)の記載方法について、次のようにまとめ書きができるように、共通のルールとして規定する。(変更あり)

表示の方法(イメージ): 同種の原材料を複数種類使用する場合には、「野菜」「食肉」「魚介類」などと原材料の総称を表す一般的な名称を示す文字の次に括弧を付して、原材料に占める割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載することができる。

表示例: 原材料名:野菜(にんじん、たまねぎ、ピーマン)、糖類(砂糖、水あめ)、...

一方、現行の下記の品目の原材料のまとめ書きの規定は、品目ごとに例外ルールとして引き続き存置

畜産物産物類及び畜産物類、畜産物類及び畜産物類、調理食品産物類及び調理食品類、菓実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、トマト加工品、ジャム類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、ウスターソース類、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品 (計18品)

(b) 複数の加工食品を組み合わせた製品の、構成区分ごとのまとめ書きの記載方法について、次のようにまとめ書きができるように、共通のルールとして規定する。(変更あり)

表示の方法(イメージ): 複数の加工食品を構成要素とする加工食品にあつては、各構成要素の名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載することができる。

表示例: 原材料名:めん(小麦粉)、つゆ(しょうゆ、酒、みりん)、かやく(かまぼこ、わかめ、ねぎ)、...

一方、現行の下記の品目の原材料のまとめ書きの規定は、品目ごとに例外ルールとして引き続き存置

チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、乾めん類、即席めん、凍り豆腐、乾燥スープ、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品 (計9品)

(c) 現行、下記品目で規定されている、砂糖と砂糖混合異性化液糖を使用した場合の記載方法について、次のようにまとめ書きができるように共通のルールに規定(変更あり)

畜産物産物類及び畜産物類、畜産物類及び畜産物類、調理食品産物類及び調理食品類、菓実飲料、炭酸飲料、豆乳類、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、ベーコン類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、畜産物産物、トマト加工品、ジャム類、うに加工品、うにあえもの、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料、ウスターソース類、マーガリン類、レトルトパウチ食品 (計23品)

表示の方法(イメージ): 砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

表示例: 原材料に「砂糖」と「砂糖混合高果糖液糖」を使用した場合

原材料名:〇〇、砂糖・高果糖液糖、... 又は 原材料名:〇〇、砂糖・異性化液糖、...

(4) 簡略表記

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条<sup>2</sup>に規定する原材料名の簡略表示については、現行基準のまま、横断的事項に規定する方向性がとりまとめられた。

(5) 中間加工原料を使用した場合の原材料名の記載方法

現行の加工食品品質表示基準Q&A(分かりやすい表示等)問46では、「加工食

<sup>2</sup>香辛料及び香辛料エキスの区分に該当するものにあつては、原材料に占める重量の割合が2%以下であれば、「香辛料」又は「混合香辛料」とまとめて記載できる。

品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で記載することを基本とする。」と記載されている。

このため、Q&A 問 46 の考え方を横断的事項として新基準案にも取り入れる方向性がとりまとめられた。

#### 表 2-2 中間加工原料を使用した場合の原材料名の表示例

A社がじゃがいも、バター、食塩を原材料として製造したマッシュポテトを原材料として、B社が最終製品を製造する場合、B社ではマッシュポテトを原材料とすることから、次の表示例となる。

表示例： マッシュポテト(じゃがいも、バター、食塩)、○○、△△

#### (6) 品目ごとに定める原材料名の表示の方法

原材料名の表示の方法について、原材料名の表示順序、複合原材料の表示方法、原材料名の一部まとめ書きの表示方法、簡略表記、中間加工原料を使用した場合の原材料名の記載方法は、前述に述べたとおりの共通ルールに基づく新基準案の方向性が示されたが、共通ルールによらず、品目ごとに原材料名の表示の方法を定めるものについては、表 2-3 のとおり現行基準のまま品目ごとに整理する方向性がとりまとめられた。

表 2-3 品目ごとに定める原材料名の表示の方法

類型	品目	新基準での整理
同種の原材料ごとのまとめ書き	農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、トマト加工品、ジャム類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、ウスターソース類、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
原材料の構成区分ごとのまとめ書き	チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、乾めん類、即席めん、凍り豆腐、乾燥スープ、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
原料における区分のまとめ書き	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、農産物漬物、風味調味料、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
醸造酢、合成酢の区分	農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、トマト加工品、ウスターソース類	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
「濃縮還元」等原料の状態を記載するもの	農産物缶詰及び農産物瓶詰、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、トマト加工品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
使用する原材料名の名称を規定するもの	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、ベーコン類、ハム類、凍り豆腐、トマト加工品、うに加工品、うにあえもの、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、削りぶし、煮干魚類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、食酢、しょうゆ、みそ、食用植物油	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
使用する香辛料を「香辛料」として一括表記を認めるもの	農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、即席めん、パン類、農産物漬物、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、乾燥スープ、食用植物油類、マーガリン類、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
砂糖類について「砂糖類」、「糖類」とまとめ書き	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、乾めん類、パン類、レトルトパウチ食品、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
栄養強化目的の添加物を記載させるもの	果実飲料、豆乳類、ベーコン類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、乾めん類、即席めん、マカロニ類、凍り豆腐、農産物漬物、ジャム類、乾燥スープ、ウスターソース類、食用植物油類、マーガリン類、調理冷凍食品	横断的事項の例外ルールとして現行の品目ごとに規定する
その他の個別の表示	削りぶし、うなぎ加工品、プレスハム、混合プレスハム、乾しいたけ	削りぶし、うなぎ加工品の「原料原産地」の表示及び乾しいたけの「栽培方法」の表示については、そのまま例外ルールとしてそれぞれ規定する

### 2-3 内容量の表示の方法

内容量の表示の方法については、現行の加工食品品質表示基準第4条に規定される表示の方法を共通ルールとする方向性がとりまとめられた。

ただし、共通ルールに加えて、製品の一部の構成等について付加的に重量を記載するなど、計量法によらない個別の品質表示基準のルールについては品目(表2-4)ごとに、現行基準のままとする方向性が示された。

表 2-4 計量法によらない個別の品質表示基準のルールを適用する品目

品目名	現行規定の概要	新基準での規定
乾めん類	調味料、やくみ等添付したものに内容重量とめん重量を表示	現行どおり
即席めん		
凍り豆腐	・さいの目、細切りその他の形状に切断したもの等以外への内容個数の表示 ・添付調味料の内容重量を表示	現行どおり
チルドミートボール	ソース等を加えたものへの内容重量及び固形量の表示	現行どおり
チルドハンバーグステーキ		
レトルトパウチ食品		
調理冷凍食品		
農産物漬物	調味液等を除いた重量を表示	現行どおり
果実飲料	印刷瓶入りのものへの内容量の表示箇所のみを規定	現行どおり
炭酸飲料		
削りぶし	複数個包装された場合に、個包装の個数を表示	現行どおり
煮干魚類		
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ		
ジャム類		
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	半固体状については容量、分離液状については質量を表示	現行どおり
乾燥スープ	「1人〇〇mlで〇人前」と、製品の内容量が何人前に相当するか表示	現行どおり
チルド惣惣類	添付たれ等の表示と、内容個数を表示	現行どおり
パン類	内容数量の表示、1個の場合の内容量を省略等	現行どおり